

令和  
**6**  
年度版

# 自治会 ハンドブック



Residents' Association Handbook

瑞浪市連合自治会

# 目次

はじめに	
『なぜ自治会が必要なのか?』	1
<b>I .自治会の役割と組織</b>	<b>2</b>
自治会とは	2
自治会の役割	2
自治会の組織と運営	3
自治会の組織例	3
自治会員・自治会長・役員の役割	4
自治会の会計処理	5
自治会を新しく結成する	7
自治会の法人化	8
<b>II .自治会の活動</b>	<b>9</b>
自治会活動の例	10
瑞浪市の自治会	11
<b>III .自治会と行政</b>	<b>12</b>
協働のまちづくり	12
まちづくり推進組織との協働	16
<b>IV .その他</b>	<b>19</b>
<b>V .資料編</b>	<b>20</b>
瑞浪市の自治会（区）加入率の推移	20
自治会（区）への加入促進	21
自治会規約の例	22
自治会（区）加入啓発チラシの例	25
瑞浪市の問い合わせ先一覧	26
<b>別冊 Q&amp;A</b>	
各種要望事項など	

# なぜ自治会が必要なの…？

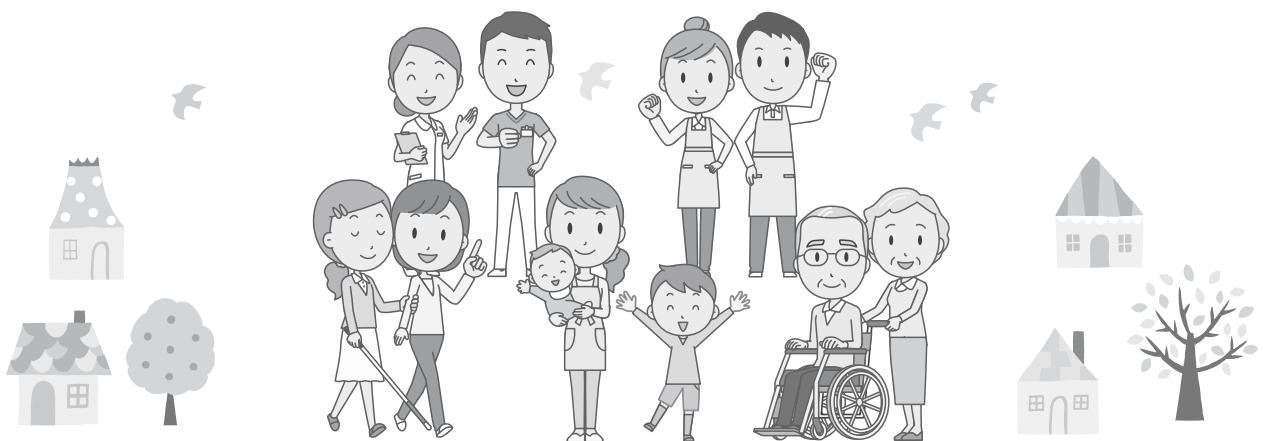
これまでの地域社会においては、地域での助け合いや課題解消は日常、当然のように行われる雰囲気がありました。

しかしながら、行政サービスの拡充や社会経済の発展により、人々の価値観やライフスタイルが多様化してきたため自治会の機能は縮小し、隣近所のふれあいも希薄になってきたといわれています。

一方で、地域のつながりを深める自治会の役割は、近年再びクローズアップされています。実際に阪神淡路大震災や東日本大震災でも、被災者の多くは地域の方々に救出されているとのこと。また、長野県北部を襲った大地震においては、日頃からの地域住民の強い絆と助け合いの精神により、一人の死者も出すことなく、「白馬村の奇跡」といわれています。加えて、子どもへの凶悪犯罪、超高齢社会などへの対応は、行政とともに、地域住民が取り組むことによって飛躍的にその解消を図ることができるといっても過言ではありません。

多様化した現代社会では、地域のつながりをすべて従来のまま継続するにはどうしても無理があり、今の時代に即した地域づくりが必要です。そのためには、共働きの方も、一人暮らしの高齢者も、誰もが無理なく自治会活動に参加できるような地域のつながりを考えていくことが必要です。

みんなが「幸せだな」と感じてもらえる地域社会をともに築いていきたいと考えております。



# I

## 自治会の役割と組織



### 自治会とは

一定の区域において、住民が自主的に組織する地域の公共的団体です。  
世帯単位での加入が多く、区域内の全世帯が加入することが望ましいです。  
区域内の事業所等が、賛助会員として加わる場合もあります。

### 自治会の役割

自治会は、地域のコミュニケーションの推進と明るく住みよいまちづくりを目指して活動し、さまざまな役割を担っています。

#### ① 地域の親睦を深める

地域の祭りやスポーツ大会など、さまざまなイベントを通じて、楽しさを共有することにより、地域の交流が深まり、信頼関係が育まれます。

住民同士のつながりを深めることは、明るい安全な地域づくりにもつながります。

#### ② 自分たちの住むまちについて考え、実践する

地域住民ニーズを反映した、住みよいまちづくりを実現するため、地域の人々が十分話し合い、協力し合って、具体的な取り組みを実践します。

住民の声を行政に反映させ、地域住民と行政とのパイプ役を担います。

#### ③ 住民相互に助け合う

自治会は、日常生活に最も身近でつながりの深い組織です。地域におけるさまざまな問題には、地域の人々が支え合い、協力し合うことが大切です。

特に、防犯や防災の活動はもちろん、日ごろからのコミュニケーションが、いざというときに助け合える体制づくりにつながります。

#### ④ 行政との協力

回覧や配布物等を通じて、行政や各種団体からの情報を伝えます。また、地域の声を集約して行政と連絡・調整をとることも重要です。

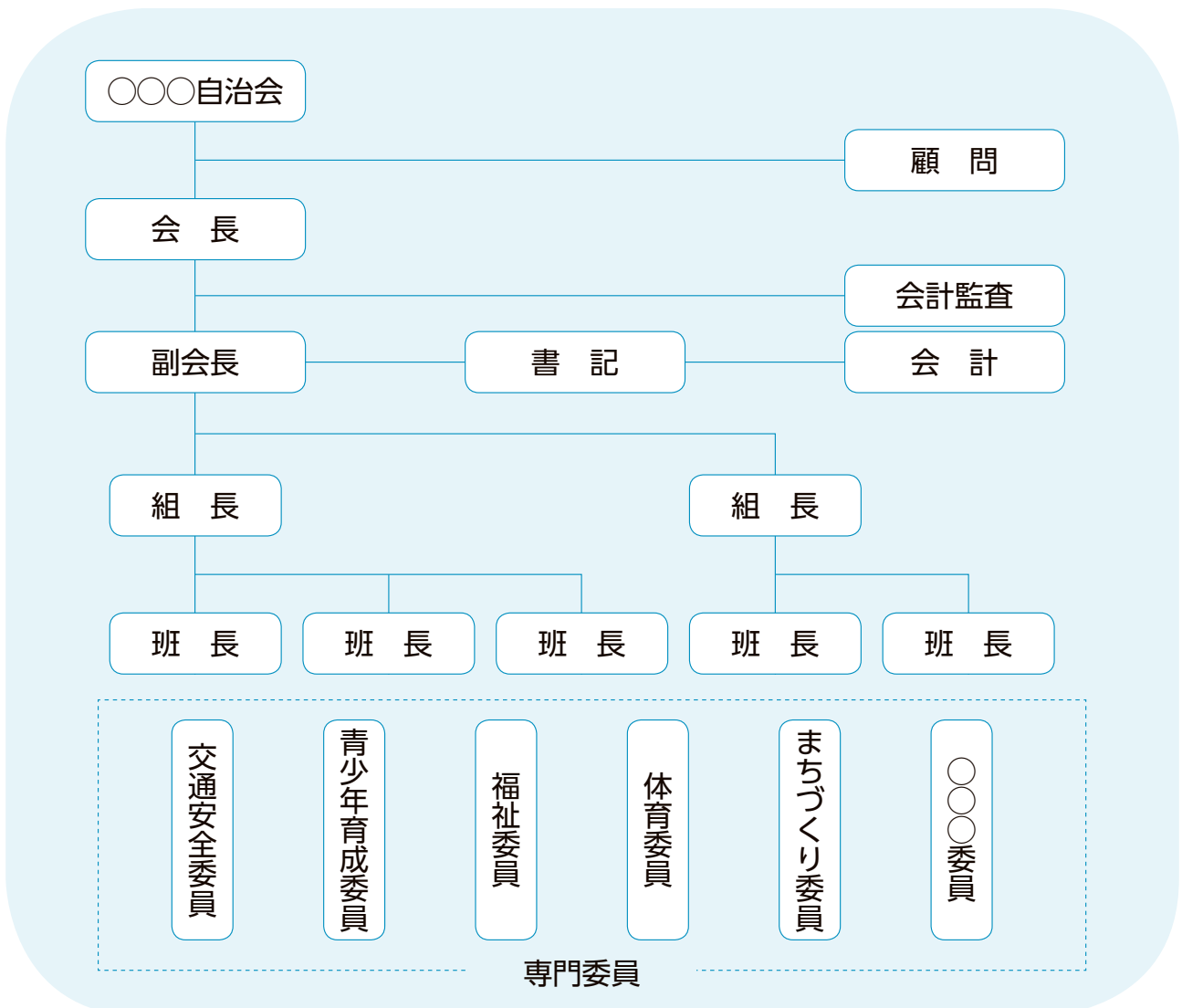
## 自治会の組織と運営

自治会は、地域における自主的な団体であり、その活動には、地域の人々がさまざまなかたちで参画します。会員の方々が楽しく、活発に活動できるよう、自治会の運営は、民主的に進めることが求められます。

- ※ 全員にわかりやすい規約づくり
- ※ 住民が意見を発表・交換できる場づくり
- ※ 役割分担ができる組織づくり
- ※ 明朗な予算・決算の報告 など



## 自治会の組織例



◎ **会長**

自治会の代表者で、全体の責任者です。地域のまとめ役として、他の役員や会員が十分に力を発揮できる環境づくりを行い、自治会活動を活発にしていきます。

◎ **副会長**

会長を補佐し、会長が不在のときに職務を代行します。複数設置する場合もあり、その際には、会長に事故があるときに職務を代理する順位を決めておきます。

◎ **書記**

会議の記録や事務全般を受け持ちます。書記を設けずに、他の役員が分担する場合があります。

◎ **会計**

自治会のお金の出入りに関する事務を行い、必要な書類を管理します。

◎ **会計監査**

会計状況、財産の管理状況や事業実施状況をチェックし、予算や事業執行が会の目的に沿っているか確認します。

◎ **役員**

自治会は、いくつかの組、班に分かれていることがあり、まとめ役として組長、班長を置くことがあります。

◎ **顧問**

会の運営に関し、相談役としてアドバイスなどを行います。

◎ **組・班**

自治会活動の基本的な単位として編成されます。

会員相互の連絡や活動が円滑に進められる規模で、地域における地理的条件等を考慮して決めます。

◎ **専門委員**

身近な地域の課題に対応し、効率的な運営を進めるため、各専門委員を設ける場合があります。

## 自治会員・自治会長・役員の役割

自治会は、地域の公共的な団体であり、一人ひとりがまちを大切に作る心、思いやりの心をもって協力し合うことが、ふれあいのある「より良い地域社会」の形成につながります。

また、自治会の活動は、一部の役員だけの活動であってはなりません。各会員が、自治



会の目的実現のためにできることを行い、性別を問わずそれぞれの役割に応じて活動に参加することが求められます。

※ 自治会は、会員の年齢層も広く、地域のたくさんの人からなる組織です。会員の親睦と活発な自治会活動を進めるうえで、その中心となる自治会長や役員には、次のような役割があげられます。

- ※ 幅広く住民が参加できるような工夫をする
- ※ 役割を分担し、みんなで仕事をする
- ※ 地域において、自由でなごやかな雰囲気をつくる
- ※ 相手の立場に立って考え、話を聞く
- ※ 他人のプライバシーを守る
- ※ 自分の言動に責任を持つ
- ※ 後継者を育成する



## 役員等の選出方法と任期

役員等の選出には、選挙・推薦・抽選・輪番制など、いくつかの方法がありますが、それぞれの自治会に最も適した民主的な方法を選択することが大切です。ただし、抽選や輪番制を採用する場合は、小さい子どもや介護を要する家族がいる世帯、あるいは高齢者のみの世帯については配慮することも必要です。

役員等の任期については、継続して運営を行っていくため、役員負担を分散することによって役員のなり手を確保する工夫が大切です。例えば、会長経験者がアドバイザー役として残ったり、任期を2年として1年ごとに役員半分の改選などの工夫をしている自治会もあります。

また、女性の意見が反映されにくいことも課題の一つとなっています。

やる気のある女性が、役員として活躍できる地域を目指しましょう。

## 自治会の会計処理

自治会の運営や活動を進めていくには、財源が必要です。その中でも、会費は自治会収入の中心であり、会員が平等に負担するものです。会費の金額や徴収方法については、会員が納得できるように総会などで決定します。

財源の規模は、自治会の構成員数や活動内容によってさまざまですが、予算と決算については、総会での議決・承認が必要です。

自治会で取りまとめることの多い各種募金のとりまとめは、自治会の会費徴収時期と重なることが多いと思われませんが、それぞれの趣旨が混同しないように注意してください。会員ならば会費を支払う義務がありますが、募金は内容をよく確認して対応しましょう。

#### ※ 会計処理

予算は、事業計画に基づいて作成します。予算は、会員の皆さんから集めた会費の使い方を示したもので、会員の理解が得られるように正確で分かりやすいものとします。決算は1年間の収支を明らかにするもので、会計年度終了時には速やかに決算書を作成します。会計は、決算書に領収書などの証拠書類や預金通帳を添えて監査を受け、総会に報告して承認を得ます。

### ① 予算科目

#### 収入

- ・ 会費 …………… 会費収入
- ・ 寄付金 …………… 寄付金収入
- ・ 補助金等 …………… 市からの補助金、交付金、助成金など
- ・ 集会所使用料 …………… 集会所の使用料など
- ・ 雑収入 …………… 預金利息など
- ・ 繰越金 …………… 前年度からの繰越金



#### 支出(総務費と事業費に大きく分かれます。事業費は自治会の活動内容によって異なります。)

- ・ 会議費(総務費) …………… 総会、役員会などの会議費
- ・ 通信運搬費(総務費) …………… 電話料金、郵便料金など
- ・ 事務消耗品費(総務費) …………… 文房具などの事務用消耗品購入費
- ・ 備品費(総務費) …………… パソコン、書庫などの備品購入費
- ・ 印刷費(総務費) …………… 資料などの印刷・コピー代
- ・ 助成金(総務費) …………… 子ども会、まちづくり推進組織などへの補助金・助成金
- ・ 雑費(総務費) …………… その他の雑経費
- ・ 集会所経費(総務費) …………… 水道光熱費、修繕費、火災保険料など
- ・ 防犯費(事業費) …………… 防犯灯電気代などの維持経費や防犯パトロールなどの活動経費
- ・ 防災費(事業費) …………… 防災訓練などの活動経費



- ・レクリエーション費（事業費）…… 夏祭りなどの行事に要する経費
- ・環境費（事業費） …………… 環境美化、衛生活動に要する経費
- ・福祉費（事業費） …………… 福祉活動に要する経費
- ・積立金（事業費） …………… 集会所の建設、増改築、修繕などに備える基金
- ・予備費

## ② 会計の役割

会計は、自治会活動に伴う収支を管理し、帳簿に記録するとともに、領収書などの証拠書類を整理保管します。また、現金や預金通帳の管理なども行います。

## ③ 会計監査の役割

会計監査は、予算や事業の執行状況について監査を行い、その結果を総会に報告します。監査は、会の目的に沿って事業が展開されているかどうかを確認するためのものです。

監査の中で、不適切な会計処理などの問題があれば、改善方法について口頭または文書により総会などで報告することとなります。

### ◎ 会計監査で注意する点

- ※ 帳簿や決算書の金額と証拠書類の金額の一致
- ※ 計算の誤りはないか
- ※ 証拠書類は揃っているか
- ※ 収支差引残高と預金通帳残高の一致
- ※ 備品購入による備品台帳と現物の整合
- ※ 集会所の土地建物登記書類の保管状況の確認
- ※ 現金、預金の確認            など



## 自治会を新しく結成する

自治会の結成には、3つの場合があります。

- ① 自治会がない地域に新規に結成する場合
- ② 既存の自治会が統合して、新しく結成する場合
- ③ 既存の自治会から分離して、新しく結成する場合

- ※ 既存の自治会を分離統合する場合は、地域の合意が必要です。
- ※ 自治会の連合組織を結成し、広域のコミュニティづくりに取り組んでいる地域も多く、他の自治会との協力・連携が大切です。

## 自治会を結成する場合の手続き

自治会を結成する場合の一般的な手続きは、次のとおりです。

① 設立準備会を設置します



② 自治会の区域を決めます

(他の自治会と区域が重複しないようご注意ください)



③ 自治会結成に対する区域住民の意見を集約します



④ 設立趣意書を作成、配布して、会の加入申込みを受けます



⑤ 会則の草案(規約案)を作成します(規約の例は資料編をご覧ください)



⑥ 事業計画、予算書、会員名簿などを作成します



⑦ 役員を選出などについて、検討します



⑧ 設立総会を開催します

(議案などを審議・決定の後、自治会が発足します)



⑨ 市に届出をしてください

※ 市への登録は、市と自治会との連絡のために必要です。

※ 登録は、市役所市民協働課で受け付けています。

※ 登録後に、自治会を分離統合した場合のほか、区域・会長などの変更があった場合も、その旨を届け出てください。



## 自治会の法人化

以前は自治会が集会所などの不動産を所有することはできなかったため、代表者個人やその時点での複数の住民の共有として不動産登記をすることがありました。しかし、個人の資産と混同して処分したり、登記名義人の債権者が財産を差し押さえたり、共有名義の

場合には相続登記が困難であるなど所有権の問題が生じることもあり、現在では、地方自治法による市長の認可を得た場合の「認可地縁団体」として不動産を登記できるようになりました。

地縁団体の認可要件は次のとおりです。(地方自治法第260条の2)

手続きについては、市役所市民協働課にご相談ください。

- ① 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること
- ② 区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること
- ④ 規約を定めていること  
(目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事、代表者に関する事、会議に関する事、資産に関する事)

## Ⅱ

## 自治会の活動



自治会では、まちを住みよくするために、さまざまな活動を行います。その活動のためには、まず、地域の人々が気軽に親しく話し合える関係が必要です。

自治会は、地域に深く関わっており、活動の範囲や会員の年齢層も広いです。地域生活において、人々との「つながり」は多い方が楽しいし、何かあった時だけでなく、日頃からみんなで活動する方が楽しいと思いませんか？

自治会では、いろいろな活動ができます。みんなでアイデアを出し合うことで、より楽しく、快適な地域にするための活動の幅を広げることができるのです。

しかし、地域には小さい子どもや介護を要する家族がいる世帯、高齢者のみの世帯などいろいろな方がいます。無理のない範囲で参加できる工夫をすることやこれまでの活動を見直すことも必要です。

### 事業（活動）計画の立て方

事業（活動）計画を立てる場合の一般的な流れは、次のとおりです。

① 前年度の反省や実態を把握し、取り組み事業を決定します



② それぞれの事業目標を立てます



③ 事業内容や活動方法、回数などの進め方を決めます



④ 他の事業との調整を考えます



⑤ 事業予算を検討します



⑥ 年間の事業計画、月別の事業計画を作成します



## 自治会活動の例

### ① 親睦活動

夏祭り、盆踊り、地区運動会  
スポーツ大会、敬老会 など

### ② 環境美化活動

道路や公園の清掃、資源回収  
ごみ集積所の管理 など

### ③ 安全対策

防犯パトロール、防災訓練  
防犯灯の維持管理、防災組織編成  
交通安全対策 など

### ④ 福祉活動

高齢者に対する地域福祉  
各種募金の取りまとめ など

### ⑤ 青少年の健全育成

PTA 活動支援、子ども会活動支援  
子どもの見守り など

### ⑥ 広報活動

広報紙の発行  
回覧板などによる情報共有 など

### ⑦ 行政やまちづくり推進組織など他団体との協働

広報の配布、市への各種要望、各種委員の推薦、まちづくり事業への参加 など

## 瑞浪市の自治会

### ① 瑞浪市の自治会の現状とこれから

瑞浪市には、現在 107 の自治会（区）が組織されています。令和 5 年 4 月 1 日現在の加入世帯数は 9,950 世帯、加入率は 65.01%で自治会加入率（20 ページ参照）は年々低下しています。近年の傾向としては、人口は減少しているのに世帯数は増加しているといったことが特徴となっています。これは、親子の世帯分離や核家族化が進んでいること、アパート等集合住宅に一時入居される方が増加していることなど、時代とともに生活スタイルが変わってきていることがその要因として挙げられます。

自治会（区）の規模は最大 401 世帯、最小 5 世帯であり、小規模の自治会（区）においては少子高齢化により、その運営に支障をきたすことがでてくる恐れもあります。

自分たちの自治会（区）について、町内に引っ越してきた新しい仲間を受け入れる体制は整っているか、今後の運営をどうしていくかなど、あらためて見つめてみるのも良いことだと考えます。

### ② 区長会

瑞浪市は、市制の歴史から 8 つの地域（瑞浪地区、土岐地区、稲津町、釜戸町、大湫町、日吉町、明世地区、陶町）に分かれており、概ね小学校の校区（大湫町は釜戸小学校区）と重なっています。各地域で、地域に属する自治会（区）が連携して「区長会」を形成し、防犯・防災活動、清掃活動、地域の祭りなどの活動を行っています。

#### ◎ 市内の各区長会

名 称	小学校区
瑞 浪 地 区 区 長 会	山田町、明賀台、穂並、小田町、下沖町、和合町、西小田町、北小田町、南小田町、寺河戸町、樽上町、一色町、上野町、宮前町、高月町、須野志町、上平町の一部
土 岐 地 区 区 長 会	土岐町、上平町の一部、学園台、益見町、稲津町萩原の一部
稲 津 町 区 長 会	稲津町（萩原の一部を除く）
釜 戸 町 区 長 会	釜戸町
大 湫 町 区 長 会	大湫町
日 吉 町 区 長 会	日吉町
明 世 地 区 区 長 会	明世町、松ヶ瀬町、薬師町
陶 町 連 合 区 会	陶町

### ③ 連合自治会

市内各地域の連携を図り、地域における課題などの情報を共有しつつ、自治会活動の活性化や行政との協働によるまちづくりに取り組むため、市内8地区の区長会長で組織する「瑞浪市連合自治会」が設置されています。連合自治会は、年6回ほどの会議を開催しています。

## Ⅲ

## 自治会と行政



瑞浪市は、第7次総合計画の基本方針の一つに、「魅力あふれるまちづくり」を掲げ、推進する分野の一つに「協働のまちづくり」を掲げています。さらに、まちづくりのルールブックといえる「瑞浪市まちづくり基本条例(平成27年7月施行)」において、自治会は、まちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けられています。市は、各地域の課題に取り組んでいただく自治会活動に以下のような形で協働を進めています。

詳しくは、市役所市民協働課にお問い合わせください。

※ 瑞浪市まちづくり基本条例第7条第1項(抜粋)

(自治会)

第7条 市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。

## 協働のまちづくり

### ① 市政協力事業交付金

市は、市政の円滑な推進と住民福祉の向上のため、以下の業務を行う自治会に対し、各地域の区長会を通じ市政協力事業交付金を交付しています。交付金はその積算方法などから、2種類ですが、その取り扱いについては、各地域によって異なることがあります。

- ① 広報の配布に関すること
- ② 各地域の情報収集及び要望の取りまとめに関すること



- ③ 防犯・防災その他安全安心のまちづくりに関すること
- ④ スポーツ及び文化の振興に関すること
- ⑤ 行政と市民との連絡調整に関すること
- ⑥ その他市民生活の向上や地域の発展のために市長が認めること

交付金の金額は、次のとおりとなります。

交付金の額		交付額
瑞浪市市政協力事業交付金	各地区（町）運営費交付金	各地区（町）の自治会加入世帯数 × 600 円
	各地区（町）区長会運営費交付金	次に掲げる額の合計とします。 (1) 世帯数割額 当該年度の予算額の内、均等割分を除き、当該地区（町）の自治会加入世帯数を乗じ、瑞浪市内の自治会加入世帯数の総数で除して得た額 (2) 均等割 1 地区（町）につき 40,000 円

## ② 市民活動補償制度

市は、ボランティアなど市民活動を安心して行っていただけるよう、保険に加入しています。この制度は、無報酬で自主的・自発的な公共性のある活動を行う市民活動団体に対し、活動中に事故が発生した場合、傷害保険又は損害保険が適用されるものです。自治会で実施する草刈り作業や夏祭りなどにおいても対象となります。（政治・宗教（神事）・営利目的の活動等については対象外となります）。詳しくは市役所市民協働課までお問い合わせください。

なお、活動中に事故が発生した場合は、速やかに市役所市民協働課までご連絡ください。補償内容は、次のとおりとなります。

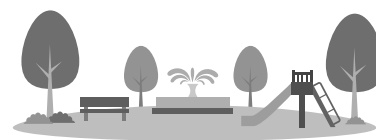
保険の種類		補償内容
傷害補償	死亡	500 万円（事故の日から 180 日以内に死亡）
	後遺障害	15 万円～ 500 万円（事故の日から 180 日以内に後遺障害）
	入院	1 日 3,000 円（事故の日から 180 日を限度）
	手術	1 回の手術に限り、手術の種類に応じて、保険約款に定める額 ※入院補償が支払われる場合のみ
	通院	1 日 2,000 円（事故の日から 180 日以内で実日数 90 日を限度）

保険の種類		補償内容	
賠償責任補償	対人賠償	1億円(1人)、5億円(1事故)	
	対物賠償	500万円(1事故)	
	保管者賠償	500万円(1事故)	
	業務外個人行為事故補償	2億円(1事故)	
特定疾病補償		<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症(熱射病・日射病)</li> <li>・細菌性食中毒</li> <li>・ウィルス性食中毒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患</li> <li>・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患</li> <li>・その他の疾病死亡の見舞金</li> </ul>
	死亡	300万円	50万円
	後遺障害	9万円~300万円	なし
	入院	1日 3,000円	なし
	通院	1日 2,000円	なし

### ③ 補助金…地域振興事業費補助金など

市は、集会所の建設など、以下の施設整備に対し、地域振興事業費補助金を交付しています。

- ① 集会所施設
- ② スポーツ広場
- ③ 児童遊園地



補助内容は、次のとおりとなります。

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額 (1施設当たり)
集会所 建築事業	新築事業	集会所の新築に要する経費(建て替えを含む)	3分の1以内	800万円
		特別警戒区域 <sup>*1</sup> 内から特別警戒区域外へ集会所を移すための新築に要する経費	3分の1に1.1を乗じた率以内	880万円

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額 (1施設当たり)
集 会 所 建 築 事 業	増改築 事業	集会所又は集会所として活用しようとする空家の増改築に要する経費 (増築 100 万円以上、改築 200 万円以上)	3 分の 1 以内	400 万円
		特別警戒区域 <sup>※1</sup> 内から特別警戒区域外へ集会所を移すための増改築に要する経費	3 分の 1 に 1.1 を 乗じた率 以内	440 万円
	改修 事業	集会所又は集会所として活用しようとする空家の改修に要する経費 (50 万円以上)	3 分の 1 以内	400 万円
		耐震診断を受けている集会所又は集会所として活用しようとする空家の安全性を確保するための耐震補強工事を伴う増改築・改修に要する経費 (50 万円以上)	2 分の 1 以内	800 万円
スポーツ広場 整備事業		1 整地及び排水工事に要する経費 2 フェンス等設置工事に要する経費 3 表層用土砂購入に要する経費	2 分の 1 以内	300 万円
遊園地整備事業		1 整地及び排水工事に要する経費 2 フェンス等設置工事に要する経費 3 表層用土砂購入に要する経費 4 遊具の設置に要する経費	2 分の 1 以内	75 万円

※ 1 土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき岐阜県知事が指定した土砂災害特別警戒区域をいいます。

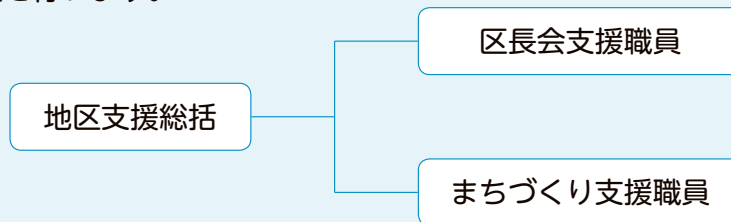
また、事業内容によっては、市の補助制度以外にも財団などが募集する制度を活用することもできます。特に宝くじの収益を活用して、一般財団法人自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業」は、補助限度額も大きく有利な制度です。自治会（区）単位での申請となりますが、活用の際には市役所市民協働課にご相談ください。

#### ④ 夢づくり地域活動支援室

市は、市民と行政の協働のまちづくりを進めるため、地域ごとに担当職員を配置しています。職員は「夢づくり地域活動支援室」職員として、それぞれ「区長会支援職員」、「まちづくり支援職員」及びこれらを統括する「地区支援総括」を担当しています。また、全職員を「行政連絡支援職員」として位置付け、広報を各区長宅等へお届けしています。地域で、道路の陥没箇所など、市へ連絡が必要である場合に、支援室職員へお伝えください（直接市へ連絡していただいても構いません）。

##### 地区担当支援職員

各地区区長会およびまちづくり推進組織の事務補助や、行政との連絡調整を行います。



##### 行政連絡支援職員

広報の配布のほか、地域のイベントなどにボランティアとして参加するなど、地域における市民の感覚や意見を直接肌で感じ、市民と行政のパイプ役になります。

#### ⑤ 集落支援員

市は、地域の実情に応じた地域の維持及び活性化を推進するため、各地域に「集落支援員」を配置しています。集落支援員は、主に区長会やまちづくり推進組織の運営・活動の支援など、住みよい地域づくりのため幅広い役割を担っています。勤務場所は、市役所西分庁舎（瑞浪地区・土岐地区・明世地区）もしくは各コミュニティーセンターです。

### まちづくり推進組織との協働

市内8地域のそれぞれに、自治会とは別に「まちづくり推進組織」が設立されています。まちづくり推進組織は、8地域の区長会と連携して、市からの交付金や区長会からの助成金などを財源として、地域の課題解消や活性化に取り組む住民ボランティアによる組織です。

市は、まちづくり推進組織を自治会と同様に協働のまちづくりを進める重要な組織と捉え、「夢づくり地域交付金」による財政的な支援や、区長会と同様、「夢づくり地域活動支援室」、「集落支援員」による人的な支援を行っています。

※ 瑞浪市まちづくり基本条例第8条第1項（抜粋）

（まちづくり推進組織）

第8条 市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。

瑞浪地区（山田町、明賀台、穂並、小田町、下沖町、和合町、西小田町、北小田町、南小田町、寺河戸町、樽上町、一色町、上野町、宮前町、高月町、須野志町、上平町の一部）、土岐地区（土岐町、上平町（ただし、一部を除く）、学園台、益見町、稲津町萩原の一部）、稲津町（ただし、萩原の一部を除く）、釜戸町、大湫町、日吉町、明世地区（明世町、松ヶ瀬町、薬師町）、陶町

### ◎ 市内のまちづくり推進組織

名 称	設立年月日
瑞浪地区まちづくり推進協議会	平成17年10月 2日
土岐地区まちづくり推進協議会	平成18年11月23日
明日の稲津を築くまちづくり推進協議会	平成10年 7月18日
釜戸町まちづくり推進協議会	平成11年 7月24日
大湫町コミュニティ推進協議会	昭和61年 2月25日
日吉町まちづくり推進協議会	平成12年 7月 2日
明世地区まちづくり推進協議会	平成16年12月 5日
陶町明日に向かって街づくり推進協議会	昭和61年 8月 5日

## ◎ 区長会とまちづくり推進組織の役割

区長会は、地域住民の親睦を図ったり、絆を深めながら、互いに助け合い、豊かで住みよいまちづくりを目指して活動しています。

しかしながら、地域全体の課題解消や活性化のための活動は、長期的な事業展開が必要であり、役員の任期が短い区長会では、なかなか実施困難な部分があります。こうした部分において、まちづくり推進組織は、区長会と両輪を成す形で、長期的なまちづくり活動を展開し、地域の課題解消や活性化を図っています。区長会とまちづくり推進組織が連携・協力することが住みよい地域づくりに必要不可欠です。

### 区長会・連合自治会

地域の生活環境の維持・向上と地域住民による相互扶助の提供

- ・地域内での日常的な助け合い
- ・地域行事（葬祭、祭りなど）の実施
- ・地域環境の維持や整備（集会所、ごみ集積所、防犯灯など）
- ・行政への要望事項の取りまとめ
- ・各種行政情報の周知（広報配布など）

### 区長会・連合自治会の活動の問題点

- ①多様な年間行事や行政への要望事項の取りまとめに追われ、新たな活動の展開が困難
- ②役員の任期が短く、長期的な視点でのまちづくり活動が困難
- ③単位自治会の活動に追われ、地域全体でまとまった活動が困難

### まちづくり推進組織

地域全体の課題解消と活性化のための活動

- ・防犯防災に関する事業
- ・青少年育成に関する事業
- ・子育て支援に関する事業
- ・健康づくりに関する事業
- ・高齢者等の福祉に関する事業
- ・環境美化に関する事業
- ・男女共同参画に関する事業
- ・歴史文化資源の保存に関する事業
- ・まちづくり推進組織の強化に関する事業
- ・地域振興に関する事業
- ・人口減少対策・定住促進に関する事業
- ・他のまちづくり推進組織と合同で行う事業
- ・若者又は学校と協働で行う事業

交付

市  
夢づくり  
地域交付金



## Ⅳ

## その他



### ① 集会所と税金

自治会の集会所の利用については、「管理規則」を策定し、利用手続き、料金などを定める必要があります。

また、集会所の建物の新築・購入をした際、又は名義人の変更登記をするときには登録免許税や不動産取得税が発生することがあります。市の固定資産税、都市計画税は、申請により減免や非課税とされる場合があります。

税に関する詳細は、市役所税務課にお問い合わせください。

### ② 自治会名簿作成等に関する個人情報の取り扱い

個人情報保護法において、個人情報取扱事業者には、利用目的の特定、第三者提供の原則禁止などの適正な取り扱いが義務付けられています。これまでは、5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、法改正により、平成29年5月30日からは、全ての事業者に対して個人情報保護法が適用されることとなりました。ここでいう事業者には自治会や同窓会等の非営利組織も該当することから、自治会名簿の作成や使用等に関して、自治会内で取り決めを定めておくことをお勧めします。

※加入申込書の作成…申込書には、個人情報の利用目的は自治会活動のみとすることを記載します。

※自治会名簿の配布…名簿を配布する場合は、会員のみ限定し、表紙などに「自治会活動以外の目的での名簿の使用は禁じます」などの注意事項を明示しておきます。

### ③ 広報みずなみ配布予定日

令和6年度の広報みずなみの配布予定日は次のとおりとなります。

※令和5年度から配達を委託する業者の都合により、配布日を2日間設けています。一部、2日目の配布日にお配りする地区もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※年度当初に広報の配達業者から、配達時の置き場所のお問い合わせがある場合があります。

発行号	配布予定日	発行号	配布予定日
5月 1日	4月 24日(水)・25日(木)	11月 1日	10月 28日(月)・29日(火)
6月 1日	5月 27日(月)・28日(火)	12月 1日	11月 26日(火)・27日(水)
7月 1日	6月 25日(火)・26日(水)	1月 1日	12月 24日(火)・25日(水)
8月 1日	7月 25日(木)・26日(金)	2月 1日	1月 28日(火)・29日(水)
9月 1日	8月 27日(火)・28日(水)	3月 1日	2月 25日(火)・26日(水)
10月 1日	9月 25日(水)・26日(木)	4月 1日	3月 26日(水)・27日(木)



## 瑞浪市の自治会（区）加入率の推移

年 度 (4月1日現在)	世帯数 (住民基本台帳ベース)	自治会(区)加入世帯数	加入率
平成 26 年度	14,334	10,258	71.56%
平成 27 年度	14,418	10,229	70.95%
平成 28 年度	14,564	10,210	70.10%
平成 29 年度	14,694	10,155	69.11%
平成 30 年度	14,779	10,137	68.59%
平成 31 年度	15,228	10,079	66.19%
令和 2 年度	15,076	10,080	66.86%
令和 3 年度	15,273	10,073	65.95%
令和 4 年度	15,233	10,020	65.78%
令和 5 年度	15,306	9,950	65.01%

## 地区（町）別自治会加入率

令和 5 年 4 月 1 日現在

地 区	世帯数 (住民基本台帳ベース)	自治会(区)加入世帯数	加入率
瑞 浪 地 区	6,041	3,405	56.36%
土 岐 地 区	2,971	2,108	70.95%
稻 津 町	1,582	1,223	77.31%
釜 戸 町	1,041	843	80.98%
大 湫 町	136	120	88.24%
日 吉 町	922	666	72.23%
明 世 地 区	1,278	512	40.06%
陶 町	1,335	1,073	80.37%
合 計	15,306	9,950	65.01%

## 自治会（区）への加入促進

自治会（区）への加入は、強制されるものではありませんが、自治会（区）は地域安全の確保など非常に重要な役割を担っており、市は自治会（区）との協働で、1人でも多くの加入を勧めています。皆さんも、区域内に住んでいる自治会（区）未加入の方や、新しく転入してこられた方に対し、ぜひ声をかけてみてください。加入の意思があっても、加入するきっかけがなかっただけかもしれません。また、未加入の方が加入したくなるような魅力ある自治会（区）活動を実施していけば、加入者も増えていくものと考えます。

市は、自治会（区）加入促進のリーフレットを作成し、転入手続きの際に配布しています。リーフレットをご入用の方は、市役所市民協働課にお申し込みください。また、転入・転居手続きの際に、自治会加入申込書を配布し、提出された方については、市役所市民協働課からお住まいの地区の区長へ紹介をしています。

各自治会（区）においては、加入啓発チラシを配布したり、行事の際に声かけをしたりすることも有効と考えます。

※ 自治会（区）加入啓発チラシの例は、25 ページをご覧ください。



### 瑞浪市プロフィール

- ・市制 1954年4月  
(昭和29年)
- ・面積 174.86km<sup>2</sup>
- ・人口 35,731人  
(令和6年1月1日現在)
- ・市の木 マツ
- ・市の花 キキョウ
- ・市の鳥 ウグイス

## 自治会規約の例

### 〇〇〇〇自治会規約（例）

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇自治会という。

(目的)

第2条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関すること
- (2) 関係機関及び各種団体との連携協力に関すること
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理及び運営に関すること
- (4) 清掃等地域美化に関すること
- (5) ごみ減量、リサイクル等環境保全に関すること
- (6) 防犯、防災に関すること
- (7) 青少年の健全育成に関すること
- (8) 健康福祉に関すること
- (9) 文化、スポーツ及びレクリエーションに関すること
- (10) その他本会の目的達成に必要なこと

(区域)

第3条 本会の区域は、瑞浪市〇〇町〇〇番地から〇〇番地及び〇〇番地から〇〇番地とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、瑞浪市〇〇町〇〇番地〇〇集会所に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - (2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名
- (5) 〇〇〇委員 〇名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 会計は、会の会計を担当する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは総会の開催を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長、副会長、監事 ○年  
 (2) その他の役員 ○年
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (総会の種別)
- 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- (総会の構成)
- 第14条 総会は、会員をもって構成する。ただし、総会の出席者は、1世帯を代表する会員（以下「代表会員」という。）とするが、世帯内の代表会員以外の会員の出席を拒んではならない。
- (総会の権能)
- 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- (総会の開催)
- 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内で開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合には開催する。
- (1) 会長が必要と認めたととき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。
- (総会の招集)
- 第17条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに会員に通知しなければならない。
- (総会の議長)
- 第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- (総会の定数)
- 第19条 総会は、代表会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

- (総会の議決)
- 第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した代表会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- (会員の表決権)
- 第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。
- 2 前項の規定に関わらず、同一世帯から代表会員以外の会員が出席した場合は、その世帯における会員の表決権は、出席した会員数分の1とする。
- (総会の書面表決等)
- 第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代表会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。
- (総会の議事録)
- 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。
- (役員会の構成)
- 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
- (役員会の権能)
- 第25条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (役員会の招集等)



- 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 2 会長は、役員○○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。
- (役員会の議長)
- 第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たると。会長に不都合のある時は、副会長がこれに当たる。
- (役員会の定足数等)
- 第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。
- この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代表会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。
- (資産の構成)
- 第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 別に定める財産目録記載の資産
  - (2) 会費
  - (3) 活動に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる果実
  - (5) その他の収入
- (資産の管理)
- 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。
- (資産の処分)
- 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるものうち別に総会で定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。
- (経費の処分)
- 第32条 本会の経費は、資産をもって処分する。
- (事業計画及び予算)
- 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後の予算が総会において議決されていない場

- 合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
- (事業報告及び決算)
- 第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。
- (会計年度)
- 第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、○月○日に終わる。
- (規約の変更)
- 第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。
- (解散)
- 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- (残余財産の処分)
- 第38条 本会の解散の時にする残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。
- (備付け帳簿及び書類)
- 第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (委任)
- 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。
- 附 則
- 1 この規約は、○○年○○月○○日から施行する。
  - 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
  - 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○○年○○月○○日までとする。



〇〇町の皆さんへ

# 自治会に 加入しましょう！

皆さんがお住まいの瑞浪市では、すべての地域で自治会（区）が結成され、さまざまな活動をしています。

ご承知のことと思いますが、自治会（区）は、地域の住民が相互に協力・連携して、自分たちの住む地域をよくしていこうとする組織です。

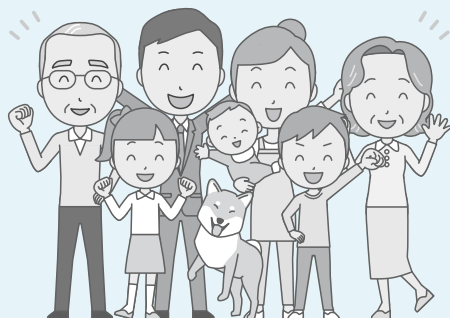
私たちは毎日の暮らしの中で、地域美化・交通安全・防犯防災・ごみ置き場の設置や管理など、共通した問題を数多くかかえています。これらの課題には、市役所との連携を図ることはもちろんですが、地域としても考え、活動していく必要があります。

自治会（区）活動は、市や各種団体からの情報の把握や、楽しい近所づきあいの中で暮らしていくうえでも欠かせないものです。

地域の多くの方に自治会（区）に加入していただき、ともに住みよい地域づくりの活動にご参加いただきたいと思っています。区域内に住所を有する方であれば、加入は、どなたでもできます。

自治会（区）の趣旨をご理解いただき、加入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、加入または自治会（区）についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。



【連絡先：〇〇〇自治会】

区長 〇〇〇〇

住所 瑞浪市〇〇町〇〇番地 電話

## 瑞浪市の問い合わせ先一覧

市民生活	担当課	電話
● 広報紙に関する事	シティプロモーション課	68-9272
● 税金に関する事	税務課	68-9749
● 住民票、印鑑登録、戸籍、パスポートに関する事	市民課	68-9784
● マイナンバーカードの申請に関する事		
● 自治会に関する事	市民協働課	68-9756
● まちづくりに関する事		
● 消費生活、人権、法律相談及び男女共同参画に関する事	市民協働課	68-9748
● 移住、定住に関する事	シティプロモーション課	68-9272
● 防災に関する事	危機管理課	68-9736
● 防犯に関する事		
● 交通安全に関する事		
● 国民年金に関する事	保険年金課	68-2110
● コミュニティバス、デマンド交通に関する事	商工観光課	68-9803
● 観光交流に関する事		
● 墓地改葬、斎場に関する事	環境課	68-9806
● 愛玩小動物の火葬に関する事		
● 市営住宅に関する事	都市計画課	68-9817
● 上下水道料金、くみ取り手数料に関する事	上下水道課	68-9821
● 消防、救急に関する事	消防本部	68-2001
健康・福祉	担当課	電話
● 生活保護に関する事	社会福祉課	68-2112
● 民生委員、児童委員に関する事		
● 日本赤十字社に関する事	社会福祉課	68-2113
● 障がい者福祉に関する事		
● 幼稚園、子育て支援に関する事		

健康・福祉（つづき）	担当課	電話
● 学童クラブに関すること	こども家庭課	68-2115
● 児童虐待、家庭内暴力（DV）に関すること		
● 介護保険に関すること	高齢福祉課	68-2116
● 高齢者福祉に関すること	高齢福祉課	68-2117
● 長寿クラブに関すること		
● 介護予防に関すること		
● 認知症及び高齢者の相談に関すること		
● 国民健康保険に関すること	保険年金課	68-2118
● 後期高齢者医療に関すること	保険年金課	68-2119
● 福祉医療に関すること		
● 健康に関すること （乳幼児の健診・教室、予防接種やがん検診など）	健康づくり課	68-9785 68-9786
生活環境	担当課	電話
● リニア中央新幹線に関すること	企画政策課	68-9740
● 空き家、空き地バンクに関すること	シティプロモーション課	68-9272
● 防犯灯に関すること	危機管理課	68-9736
● 農道、林道に関すること	農林課	68-9802
● 悪臭、騒音や水質汚濁に関すること	環境課	68-9806
● 不法投棄に関すること		
● 飼い犬の登録等に関すること		
● 犬、猫の相談に関すること		
● ごみの収集に関すること	クリーンセンター	68-6010
● 道路、橋、河川に関すること	土木課	68-9815
● 公園の管理に関すること	都市計画課	68-9817
● 危険な空家等に関すること		
● 建築確認、耐震に関すること	都市計画課	68-9890
● 屋外広告物に関すること	都市計画課	68-9817

生活環境（つづき）	担当課	電話
● 漏水に関すること	上下水道課	68-9826
● 水道、下水道の維持管理に関すること		
● 合併処理浄化槽に関すること(再開・休止・廃止・設置補助金)	上下水道課	68-9821
● 農地に関すること	農業委員会事務局	68-9782
教育・文化	担当課	電話
● 奨学金に関すること	教育総務課	68-9831
● 就学通学区域、通学路に関すること	学校教育課	68-9833
● 入学、転校に関すること		
● 就学援助費に関すること		
● 社会教育、生涯学習に関すること	生涯学習課	68-5281
● 文化財に関すること	スポーツ文化課 (化石博物館)	68-7710
● 各種スポーツ活動に関すること	スポーツ文化課 (市民体育館)	68-0747
その他	担当課	電話
● 契約、入札に関すること	総務部総務課	68-9720
● 市が所有する土地の売買に関すること	総務部総務課	68-9724
● 情報公開に関すること	総務部総務課	68-9726
● 統計調査に関すること	企画政策課	68-9740
● 功労者表彰等に関すること	秘書課	68-9743
● ふるさとみずなみ応援寄附金(ふるさと納税)に関すること	シティプロモーション課	68-9272
● 起業、中小企業小口融資に関すること	商工観光課	68-9803
● 瑞浪恵那道路に関すること	シティプロジェクト推進課	68-9270
● 瑞浪駅周辺再開発に関すること		
● 議会に関すること	議会事務局	67-1112
● 選挙に関すること	選挙管理委員会事務局	68-2111(内線 272)

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, contained within a rounded rectangular border.



# 瑞浪市市民憲章

わたしたちは、美しい自然に恵まれた伸びゆく瑞浪市民であることに誇りと責任をもち、明るい豊かな生活とよりよい社会環境をきずくためこの憲章を守りましょう。

- 1 郷土を愛し、美しいまちをつくりましょう
- 1 健康で働き、豊かなまちをつくりましょう
- 1 教養をふかめ、かおり高いまちをつくりましょう
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう
- 1 おたがいに助け合い、楽しいまちをつくりましょう

発行

瑞浪市連合自治会

(事務局：瑞浪市みずなみ未来部市民協働課)

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

TEL 0572-68-9756 (直通)

FAX 0572-68-2132

E-mail : kyoudou@city.mizunami.lg.jp

(令和6年4月)